

中央区業務継続計画【震災・風水害編】の改定について

👉 中央区業務継続計画【震災・風水害編】(以下「区BCP」という。)について、改定を行ったため報告する。

1 改定の概要

- 平成23年度に策定した区BCPについて、直近の関係法令や関係計画等との整合を図るとともに、内閣府のガイドライン等を踏まえた内容に改定
- 区BCP改定作業を通じた職員の防災意識を醸成
- 区本庁舎が被災した場合でも、迅速かつ確実な災害対応が可能となるよう、実効性を高める内容に改定

2 区BCP改定のポイント

- (1) 内閣府「地方公共団体の業務計画の手引き」に規定する重要6要素を明記
 - ・首長不在時の代行順位及び職員の参集体制
 - ・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - ・非常時優先業務の整理
 - ・重要な行政データのバックアップ
 - ・電気、水、食料等の確保
- (2) 全庁横断的な取組の推進
全職員の共通認識の醸成を図るため、「非常時優先業務」(優先度の高い業務)に関係する部署や時間軸を整理したマトリクスを作成・活用し、全庁的な取組を推進
- (3) 非常時優先業務の重点化
大規模災害が発生した際、災害応急業務が膨大となるほか、本庁舎等の区施設が被災することも想定されるため、全ての業務の継続は困難である。このため、限られた人的・物的資源を集中的に投入する「非常時優先業務」を選定
【非常時優先業務の抽出の観点】
 - ・生命の保護
 - ・被災者生活支援
 - ・財産の保護
 - ・区民生活の再建、復興
 - ・行政機能の維持また、「非常時優先業務」のうち、特に発災後72時間以内に着手すべき業務を「最重要非常時優先業務」として位置付けた。
- (4) 業務継続に必要な執務体制の確保
人的・物的支援の受援体制について、庁内外における受入手順や役割分担を整理し、業務継続体制を確保

中央区業務継続計画【震災・風水害編】の改定について

(5) 業務継続に必要な執務環境の確保

○平時からの予防対策

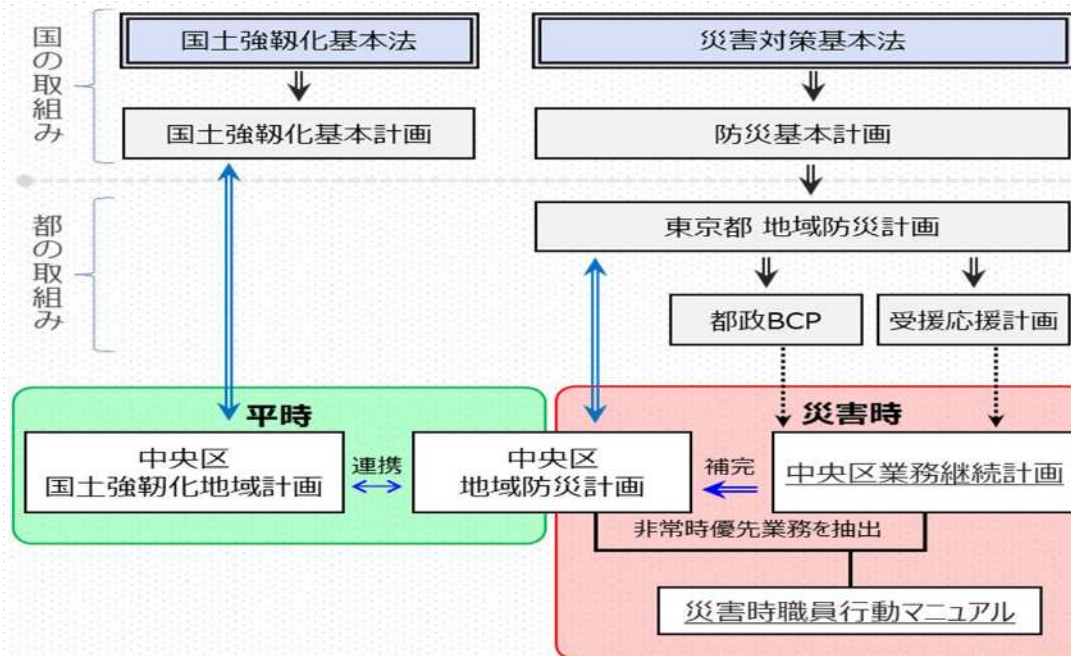
・庁舎及び執務室の安全対策 ・電気、通信手段、水、食料の確保 ・トイレの確保 ・情報システムの保護及び早期復旧

○代替庁舎への移転

本庁舎機能の維持が困難となった場合に備え、迅速かつ安全に代替庁舎へ機能移転できるよう、具体的な移転手順及び役割分担を整理

※計画の詳細は別紙「中央区業務継続計画【震災・風水害編】」のとおり

3 他の計画との関係性



中央区業務継続計画

【震災・風水害編】

令和 8 年 3 月

中央区

目 次

1. 総則	1
1-1. 計画改定の背景	1
1-2. 区 BCP の目的、他の計画との関係性等	1
1-2-1. 区 BCP の目的・概要	1
1-2-2. 区 BCP と他の計画との関係性	2
1-2-3. 区 BCP の発動基準及び適用範囲	3
1-2-4. 区 BCP の実行性確保	4
1-2-5. 災対各部の共通認識及び連携強化	7
1-3. 区 BCP 改定のポイント	8
1-3-1. 基本方針	8
1-3-2. 重要 6 要素の反映	8
2. 中央区として想定する災害及び被害の様相	10
2-1. 区 BCP の対象とする災害	10
2-2. 地震	10
2-2-1. 想定する災害	10
2-2-2. 被害の様相	10
2-2-3. BCP としての対策のポイント	13
2-3. 風水害	13
2-3-1. 想定する災害と被害の様相等	13
2-3-2. BCP としての対策のポイント	13
3. 非常時優先業務の選定	15
3-1. 非常時優先業務とは	15
3-1-1. 基本的な考え方	15
3-1-2. 対象となる業務	15
3-2. 非常時優先業務	17
3-3. 非常時優先業務における優先度の設定	18
4. 業務継続に必要な執行体制の確保	20
4-1. 参集分析	20

4-1-1. 試算条件の設定	20
4-1-2. 試算結果	21
4-2. 執行体制の確保に関する施策	21
4-2-1. 職員の安否確認	21
4-2-2. 非常配備態勢等の構築	21
4-2-3. 職務代理者の指定	24
4-2-4. 非常時優先業務の絞り込み	25
4-2-5. 庁内の職員確保及び庁外からの応援の受入	25
4-2-6. 職員ローテーションの確立	25
4-3. 災害対策本部の設置・運営	25
4-3-1. 災害対策本部の設置	25
4-3-2. 初動態勢	26
4-3-3. 本部長・本部員の代行	27
4-4. 受援	27
4-4-1. 基本的な考え方	27
4-4-2. 受援体制の構築	27
4-4-3. 人的受援(庁内)	28
4-4-4. 人的受援(庁外)	29
4-4-5. 応援職員の受入れ	29
4-4-6. ボランティアへの応援要請	29
4-4-7. 物的受援について	32
4-4-8. 受援終了の調整	33
4-5. 通常業務の再開・実施等	33
5. 業務継続に必要な執務環境の確保	34
5-1. 予防対策	34
5-1-1. 安全対策	34
5-1-2. 車両の確保	34
5-1-3. ライフラインの確保	34
5-1-4. 情報システムの保護・復旧	35
5-2. 代替庁舎の特定	36
5-2-1. 目的	36
5-2-2. 候補施設の評価	36
5-2-3. 代替庁舎(代替施設)への移転	37

1. 総則

1-1. 計画改定の背景

内閣府は、近年発生した大規模災害の教訓を踏まえ、より実効性の高い業務継続計画の策定を促進するため、令和5年5月に「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を公表した。

また、東京都においても、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を約10年ぶりに公表した。令和5年11月には「東京都業務継続計画」（以下「都政BCP」という。）を改定し、地震に加え、風水害や島しょ地域における火山噴火を想定したオールハザード型の業務継続計画とした。

こうした国や都の動向を受け、本区では、令和6年度に「中央区地域防災計画」の修正を行い、新たな被害想定や関係法令との整合性を図るとともに、区防災対策の進捗及び災害対応シナリオ等の更新をしたところである。

本区は、定住人口が堅調に増加し、令和9年度中には20万人を超える見込みであり、日本橋、銀座、築地など首都東京を代表する繁華街を有していることから、本区の特性に応じたマンション防災対策や事業所防災対策の推進、さらには、地域防災の要である防災拠点活動への支援が極めて重要である。

今後いつ起きてもおかしくない首都直下地震に備え、区として、区民の生命、身体及び財産を守ることがもとより、区民等と協働しながら「地域ぐるみ」で地域防災力の強化に向けた歩みを進めていくことが不可欠である。

こうした区の実施を着実に履行していくため、今般、「中央区業務継続計画【震災・風水害編】」（以下「区BCP」という。）を改定する。

1-2. 区BCPの目的、他の計画との関係性等

1-2-1. 区BCPの目的

業務継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）は、広義には、地震や風水害など自然災害に加え、テロなどの人為的な災害を包含した緊急事態発生時に、被害を最小限に抑え、事業の継続、早期の復旧を図るための計画である。

区BCPは、地震と風水害に特化するかたちで、区が被災し、区職員や区施設・設備に被害が発生することを想定し、活用できる人的・物的資源が限られている状況下において、また必要なライフライン・インフラに障害が発生している状況下においても、行政機能を維持するための方針を定めるものである。

このため、区 BCP では、災害発生時にあっても優先的に人的、物的資源を投入すべき「非常時優先業務」を定め、災害対応に必要な執行体制及び執務環境の確保に必要な方策を整理した。なお、区 BCP の改定にあたり、内閣府の大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、都政 BCP 及び東京都災害時受援応援計画を参考とした。

1-2-2. 区 BCP と他の計画との関係性

区 BCP は、図 1 に示すとおり、中央区地域防災計画を補完する位置づけを有する。

具体的には、地域防災計画は、災害に対する予防・応急・復旧対策を体系的に取りまとめた計画であるのに対し、区 BCP は地域防災計画を補完する形で、区が行う非常時優先業務や、それに必要な執行体制等を明記した計画である。

さらに、図内に記載する「災害時職員行動マニュアル」は、中央区地域防災計画及び区 BCP から非常時優先業務を抽出し、その業務に関する細部事項を的確に履行するために定めた行動マニュアルである。

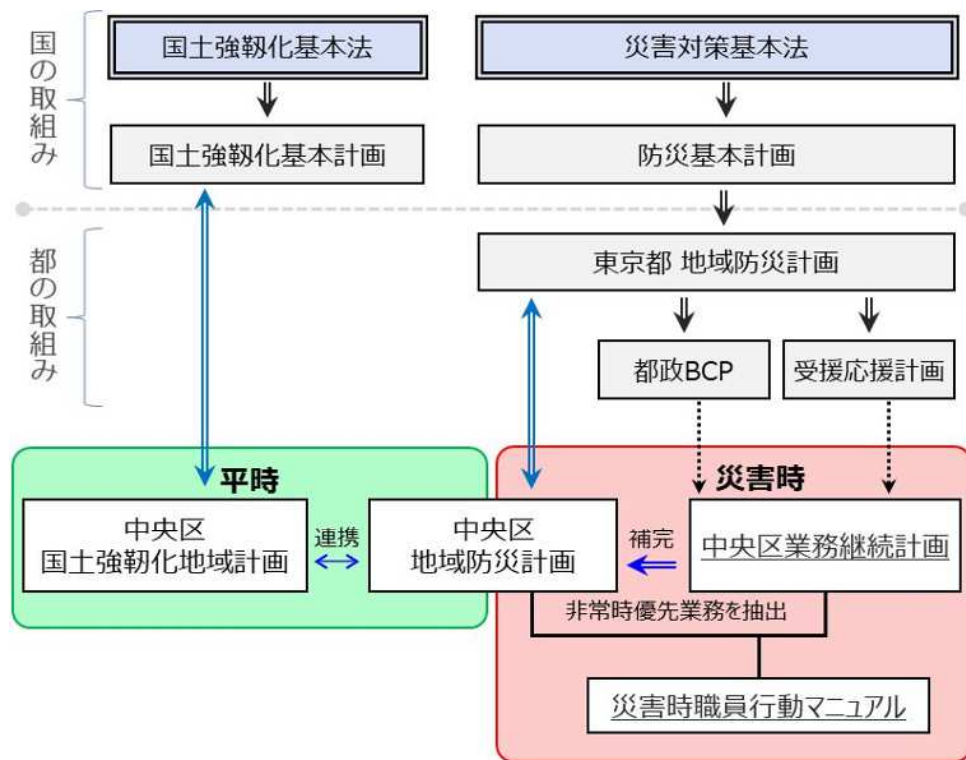


図 1: 区 BCP と他計画の関係性

表 1:区 BCP と地域防災計画の差異

項目	区 BCP	区地域防災計画
関連計画等	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」、「都政 BCP」、「東京都災害時受援応援計画」	「防災基本計画」、「東京都地域防災計画」
計画の趣旨	発災時に必要資源に制約がある状況下において、目標とする時間・時期までに非常時優先業務を実施、継続できるようにするため業務体制や必要な執務環境の確保等を整理	区、防災関係機関、区民、事業者等が行うべき災害対策について、予防、応急・復旧対策の各段階に応じた活動等を整理
	地域防災計画を補完する計画	地方公共団体が取り組む防災対策を定めた計画
区の被災想定	区の被災を想定し、庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要な資源の被災を評価	区内の被害想定を前提
計画の対象範囲	応急対策業務	予防対策業務
	優先度の高い通常業務	応急対策業務
	優先度の高い復旧・復興業務	復旧・復興業務
	受援	

1-2-3. 区 BCP の発動基準及び適用範囲

(1)発動基準

区 BCP の発動基準は、中央区地域防災計画に定める中央区災害対策本部の設置及び対応方針に合わせることにする。中央区災害対策本部の設置基準は、下記のとおり。

■中央区災害対策本部の設置基準(参考)

区長は、区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、非常配備態勢を発令する必要があるとき、本部を設置する。

《地震における本部設置》

区内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は本部を設置する。

なお、震度に関わらず、被害状況等に応じて本部を設置する。

《風水害の場合》

台風により大雨などの特別警報発令が予想される場合、又は気象庁等の関係機関とのホットラインにより警戒態勢を準備する旨の連絡があった場合、本部を設置する。

(2)適用範囲

区 BCP の適用範囲は、区職員が従事する非常時優先業務とする。あわせて、非常時優先業務を着実に実行するために必要な執行体制及び執務環境の確保に係る事前準備を含むものとする。

このため、区が行う事務事業の委託をしている事業者等においても、災害時における業務継続のための事前対策や業務の実施が求められることから、所管部署との連携のもと所要の対応を行うものとする。

1-2-4. 区 BCP 実行性の確保

区 BCP に基づき災害発生時に非常時優先業務を確実に実施されるよう、全区職員を対象として、研修や訓練等の取組を通じて、個々の職員が自身の役割や組織の目標に対する理解を深め、対応力や業務スキルを習得していくことが重要である。

このため、研修や訓練等を含め、PDCA サイクルに則った業務継続マネジメント（Business Continuity Management, BCM）を運用することにより区 BCP が災害時でも機能するよう実行性の向上を図る。

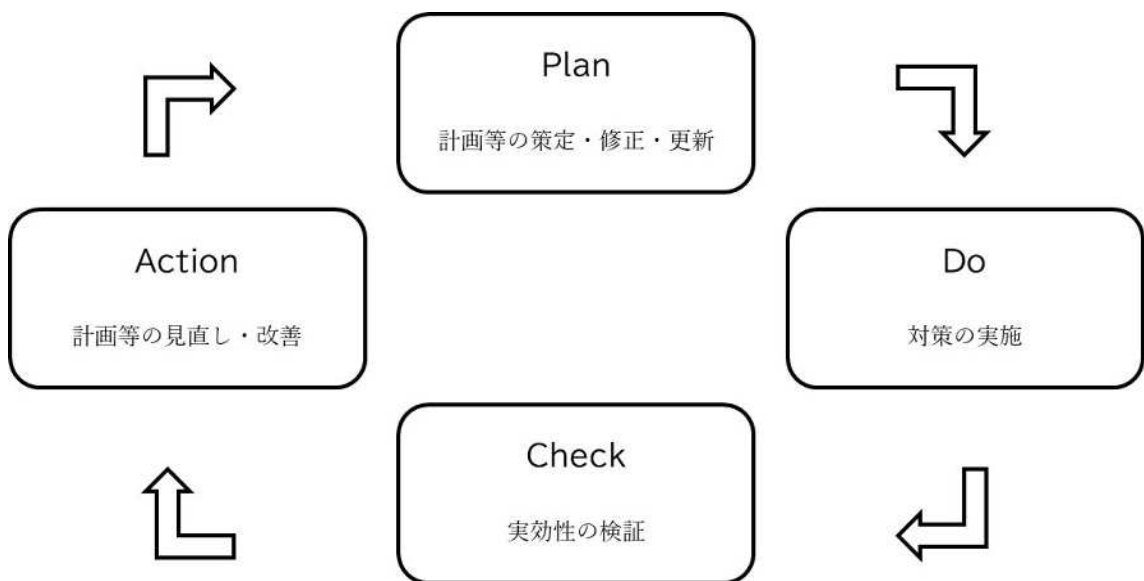


図 2: 業務継続計画の PDCA サイクルイメージ

(1) 研修・訓練等の実施

発災直後は他の団体など庁外からの応援は期待できず、他団体等からの応援が到着した場合においても、区職員が中心となって災害に対応し円滑かつ的確な災害対応活動を展開していくことが重要である。このため、平時から職員一人一人の防災意識の向上や組織としての対応力の強化に取り組んでいくことが肝要である。

下表の各種研修・訓練等の実施により災害対応力の強化を図っていく。

■研修に関するメニュー

メニュー	内容	対象
区 BCP 普及のための 庁内研修	中央区地域防災計画及び区BCPに対する理解を深めるための研修を実施する。(随時)	全職員
災害時職員行動マ ニュアルに関する 職場内研修	災対各部において、非常時優先業務の認識及び災害時の対応の理解を促進するための研修を実施する。(随時)	災対各部の 職員
災害時用資器材の 操作方法等に関する 研修	災害時に資器材を円滑に操作できるよう、操作訓練を含む研修会を実施する。(1回／年)	臨時非常 配備職員

■訓練に関するメニュー

メニュー	内容	対象
災害対策本部運営 訓練	従来の訓練に次のようなBCPの要素を加えた訓練を実施する。 ● 非常時優先業務への対応の確認 ● 優先度の高い通常業務への対応の確認 ● 東京都等の関係機関との連携体制の確認 ● 避難所運営における地域との連携体制の確認 ● 物資輸送等における区内事業者等との連携体制の確認 ● 非常配備態勢の確認	全職員
災対各部による 講義や訓練	災害対策本部運営訓練前の機会等を捉え、講義や訓練を通じて、災害対応の流れや活動を確認する。	災対各部の 職員

(2) 震災対策推進委員会や訓練等における点検・確認

業務継続計画に掲げる業務等が着実に遂行されるよう、各部における平時からの取組はもとより、震災対策推進委員会の場合で全庁横断的な調整を図る。

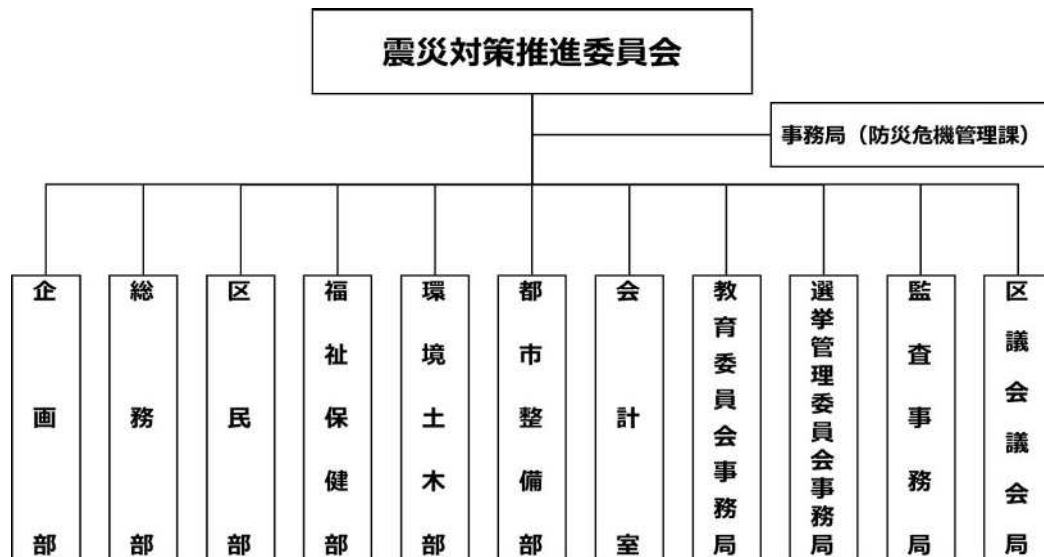


図 3: 震災対策推進委員会組織図

災対各部において訓練や演習等で得た課題等に対する改善、対応策の調整を図りながら、庁内災対各部間の連携により区防災力を強化していく。

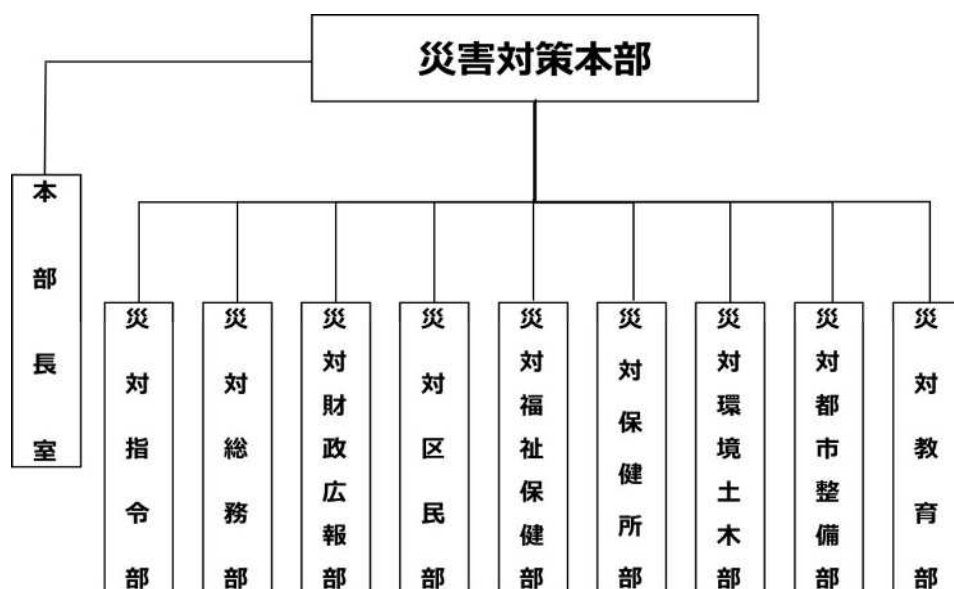


図 4: 災害対策本部組織図

1-2-5. 災对各部の共通認識及び連携強化

区 BCP をより実行性のある計画とするためには、職員一人一人が意識ある防災行動をとることはもとより、全庁各部で展開する非常時優先業務を把握しながら、自身が属する組織で自ら役割を果たしていくことが必要である。あわせて、災对各部毎の業務継続の取組とともに全庁横断的な取組を推進していくことが不可欠である。

このため、非常時優先業務の関係する部署、災害対応の時間軸等を整理したマトリクス（下図）を活用し、災对各部において継続的に区 BCP の点検、見直し等を図っていくことにより、職員及び組織単位で区 BCP の共通認識と庁内連携の醸成を図る。

構成	所管部署													想定業務期間(着手時期含む)										
業務名	災対指令部					災対総務部						災対財政 広報部		直 後	3 H	6 H	12 H	24 H	48 H	72 H	1 W	2 W	1 M	
	総合 調整課		指令 通信課			総務課		職 員 課	経 理 課	出 納 課	協 力 課	財政 広報課	情報 システム課											
	防 災 危 機 管 理 課	商 工 観 光 課	監 査 事 務 局	地 域 振 興 課	選 挙 管 理 委 員 会	総 務 課	秘 書 室																	議 会 局
庁舎管理	○	○		○		◎							○											
職員の状況把握	◎								○				▲											
区民等への情報 発信	○					○									◎									
部内他課・他部への 協力	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
【凡例】 ◎:担当部署 ○:連携部署 ▲:関連部署																								

【凡例】 ◎:担当部署 ○:連携部署 ▲:関連部署

図 5:マトリクス(イメージ)

1-3. BCP 改定のポイント

1-3-1. 基本方針

地震や風水害による災害により区が被災した際、速やかに業務の執行体制や執務環境の確保を行い、迅速かつ的確に災害対応業務を行うことが不可欠である。

今般の改定においては、内閣府（防災担当）が公表した「地方公共団体の業務計画の手引き」に規定する重要 6 要素¹を参考として、区 BCP の改定を行った。

あわせて、令和 5 年度の都政 BCP 及び東京都災害時受援応援計画の内容も参考にした。

1-3-2. 重要 6 要素の反映

■要素①：首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

修正・加筆のポイント
▶ 災害時の臨時非常配備態勢について、臨時非常配備職員の対象を、これまで区内及び近隣 5 区に居住する者であったところ、都政 BCP を踏まえ、発災により交通機関が停止した状況で徒歩による登庁が可能な本庁舎から概ね 10km 圏内に拡大 【詳細：4-2-2 非常配備態勢等の構築】
▶ 本部長のみならず、本部員、災对各部の指揮者まで代行者を明記【詳細：4-2-3 職務代理者の指定】
▶ 災害発生時には、庁舎の被害状況や職員参集状況によっては災对各部の資源のみでは非常時優先業務を継続できず、庁外からの応援を受け入れて業務継続することが求められるため、受入れの流れ、受援が必要な業務、応援の要請方法等を整理 【詳細：4-2-5 庁内の職員確保及び庁外からの応援受入、4-4 受援】

■要素②：本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

修正・加筆のポイント
▶ 本庁舎が被災して業務継続ができない場合でも、本庁舎以外を代替庁舎として使用できるよう、本庁舎以外の庁舎に関する設備、使用できるスペース等を調査 【詳細：5-2 代替庁舎の特定】

¹ 内閣府の「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和 5 年 5 月）」において規定されている、業務継続計画の策定に当たり必ず定めるべき特に重要な要素のこと。

■要素③：電気、水、食料等の確保

修正・加筆のポイント
▶ 執務環境や備蓄状況等、災对各部の現状を把握し、課題や今後とるべき対策を整理【詳細：5 業務継続に必要な執務環境の確保】

■要素④：災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

修正・加筆のポイント
▶ 執務環境や使用している通信の状況等、災对各部の現状を把握し、課題や今後とるべき対策を整理【詳細：5-1-3 ライフラインの確保】

■要素⑤：重要な行政データのバックアップ

修正・加筆のポイント
▶ 執務環境や保存・使用している重要な行政データ等、災对各部の現状を把握し、課題や今後とるべき対策を整理【詳細：5-1-4 情報システムの保護・復旧】

■要素⑥：非常時優先業務の整理

修正・加筆のポイント
▶ 区としての非常時優先業務の考え方、全庁統一の非常時優先業務の設定【詳細：3-1 非常時優先業務とは】
▶ 非常時優先業務について再調査を実施し、優先順位の高い業務を調査・整理したほか、最重要非常時優先業務（＝72時間以内に着手する非常時優先業務）を選定【詳細：3-3 非常時優先業務における優先度の設定】

2. 中央区として想定する災害及び被害の様相

2-1. 区 BCP の対象とする災害

区の執行体制の構築及び執務環境の確保に重大な支障をきたす可能性のある災害として、区及び東京都全域で甚大な被害が発生する首都直下地震（都心南部直下地震）と風水害の2つの自然災害を区 BCP の対象とする災害とした。

2-2. 地震

2-2-1. 想定する災害

令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の内容を踏まえ、本区として被害が最大となる地震を想定する災害とする。なお、地震に関して、南海トラフ巨大地震の津波が東京湾内湾へ到達すると想定されているが、河川敷は浸水するものの住宅地等の浸水はないと想定しているため、南海トラフ地震は、区 BCP の想定する災害の対象外とする。

項目	内容
想定地震	都心南部直下地震
震源	東京都23区南部
地震の規模	マグニチュード7.3
区内の震度	6強（一部地域で7）を観測 （5強以下：0%、6弱：39.6%、6強：59.7%、7：0.7%）
震源の深さ	約49km
発生確率	今後30年以内70%（南関東地域におけるM7クラスの確率）

表 2: 想定地震

2-2-2. 被害の様相

(1) 前提条件

本区として最も甚大な被害が発生する条件（気象条件）として、冬・夕18時・風速8m/s の状況において都心南部直下地震が発生したものとする。

気象条件	想定される災害
冬・夕18時・風速8m/s	- 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火が最も多くなる。 - オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では帰宅や飲食のため滞

	留者が多数存在する。 ● ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ● 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。
--	---

表 3:気象条件毎の想定される災害

(2)被害の概要

都心南部直下地震が発生した場合の、本区における被害の概要は下記のとおりである。

- 区内面積に占める約 60%の地域において震度 6 強の地震が発生し、ゆれ・液状化に伴う全壊棟数は 714 棟である。
- 死者及び負傷者は、ゆれによる建物被害を原因とするものが多い。
- 道路や鉄道の橋りょう等の被害が、震度 6 強のエリア内で発生し、ほとんどの鉄道は運行を停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- 鉄道の運行停止により、多数の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。

(3)人的被害

項目	内容	項目	内容
死者	84人	避難者	50,126人
負傷者	2,702人	帰宅困難者	337,098人
重傷者	275人		

表 4:人的被害

(4)ライフライン・インフラ被害

項目	被害率	復旧の見通し
電力	停電率 22.2%	約 4 日後
通信	不通回線率 1.0%	—
上水道	断水率 45.5%	約 17 日後
下水道	被害率 4.4%	約 21 日後
ガス	供給停止率 30.0%	約 6 週間後

表 5:ライフライン被害

(5)本庁舎における災害の影響

本庁舎は災害時における行政機能維持の重要性から、庁舎内の被害や影響を整理した。

施設設備	被害の様相
電力	○停電時は、非常用発電機により必要最小限（本庁舎内の設備機能維持用と区災害対策本部の活動用）の範囲に供給（想定運転時間：72時間）
水（飲料水）	○上水道が停止した場合の飲料水は、備蓄物資を供給（500ml 2,600本） ○緊急遮断弁付受水槽においても供給可能（40m ³ ）
トイレ	○センサー付きのトイレを含めて排水管からの漏水が起きない限り使用可能 ○配管が破損した場合は、携帯トイレや簡易トイレ等で対応
空調・換気	○停電時は、空調はサーバールームのみ稼働 ○換気については、窓を開けることで対応
エレベーター	○地震による揺れを感知すると、最寄り階に着床し、ドアが開き停止する。 ※エレベーター管理会社にて異常発報を受信後、復旧作業員が自動的に手配される。 ※この自動運転中にエレベーター内の異常を確認し、問題がなければ表示が消えて自動的に復旧 ※自動運転中に問題が起きていれば、内部の遠隔装置からエレベーター管理会社に警報が発信され、復旧用作業員が自動的に手配 ○エレベーターには防災キャビネットを設置 <収納物>飲料水、コップ、非常用クッキー、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、消臭剤、トイレ目隠し用アルミブランケット、LEDランタン、非常用ホイッスル等
通信 （電話・Wi-Fi）	○電話機・Wi-Fiともに通信可能 停電時は、非常用発電機により電話交換室へ電力供給されるため使用可能。各執務エリアの電話・Wi-Fiにも非常用発電機を通して電力供給 ○地域防災無線、地域防災無線FAX、災害時優先電話、災害時優先携帯電話を配備

表 6:本庁舎における被害の様相

2-2-3. BCP としての対策のポイント

首都直下地震の発生に備え、本区への被害を軽減し、速やかに災害対応を実施・継続するため、下記のポイントに従い必要な対策を講じる。

- 本庁舎を始めとする区保有施設の安全対策（施設躯体の耐震・耐火、執務室内の什器の落下・転倒防止等）を推進し、職員の負傷を防止すると共に、災害対応を行うための執務環境を確保する。
- 非常用発電機等の事前準備により、ライフラインが途絶した状況であっても職員が業務を継続できる環境を確保する。
- 夜間・休日の地震発生を想定し、速やかに十分な人数の職員が本庁舎や防災拠点に参集できるよう、参集体制（非常配備態勢）を整備する。
- 区民の生命・身体及び財産を守るとともに、本区の機能を維持するため、災害時に行う業務を選択し、必要な人的・物的資源を集中的に投入する。
- 職員の負傷や参集困難により、必要な職員数を確保できない場合は、庁内・外より職員の確保（例：東京都に対する応援要請等）に努める。
- 本庁舎が被災し、災害対策本部の設置・運営を始めとする災害対応の継続が困難に陥った場合は、速やかに代替庁舎に移転し、業務を再開・継続する。

2-3. 風水害

2-3-1. 想定する災害と被害の様相等

(1)洪水、高潮

本区では、想定しうる最大規模の降雨（総雨量 600mm 以上、1000 年に 1 回程度の発生頻度）を前提として、隅田川、神田川、日本橋川及び荒川について「区洪水ハザードマップ」を作成している。上記の河川において洪水が発生した場合、区の北部において広い範囲で浸水被害が発生することが想定され、高潮についても、区の北部及び南部において浸水被害が発生することが想定されている。

(2)区の取組

国や都が設置した「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」等に参画し、国や都、近隣区と連携し、風水害への防災対策に取り組んでいる。

2-3-2. BCP としての対策のポイント

風水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、本区の被害を軽減し、速やかに災害対応を実施・継続するため、下記のポイントに従い必要な対策を講じる。

- 止水板の設置等により本庁舎を始めとする区保有施設の浸水対策を推進する。
- 警報が発令された場合又は発令される可能性がある場合、発生が懸念される災害の規模・様相について関係機関と広域的な視点での情報収集を行い、被害の予防軽減に努める。
- 鉄道会社による計画運休が実施される可能性がある場合、職員の登庁が困難になるおそれがあることから、当直も含め業務の執行体制の確保に努める。
- 警報が発令された場合又は発令される可能性がある場合、区内で開催される予定のイベント等については、区が主催者の場合は中止・延期を速やかに決定する。また、区以外が主催者の場合は、中止・延期の判断に資する情報や助言の提供に努める。

3. 非常時優先業務の選定

3-1. 非常時優先業務とは

3-1-1. 基本的な考え方

首都直下地震等の大規模災害が発生した際、中央区地域防災計画に規定された災害応急対策業務や災害復旧・復興業務は膨大な数に上る。加えて、災害により区職員及び本庁舎等の区施設が被災する可能性があるため、全ての業務を実施・継続することは困難である。その為、発災後は限られた資源を集中的に投入する、優先度の高い業務を予め定めておく。

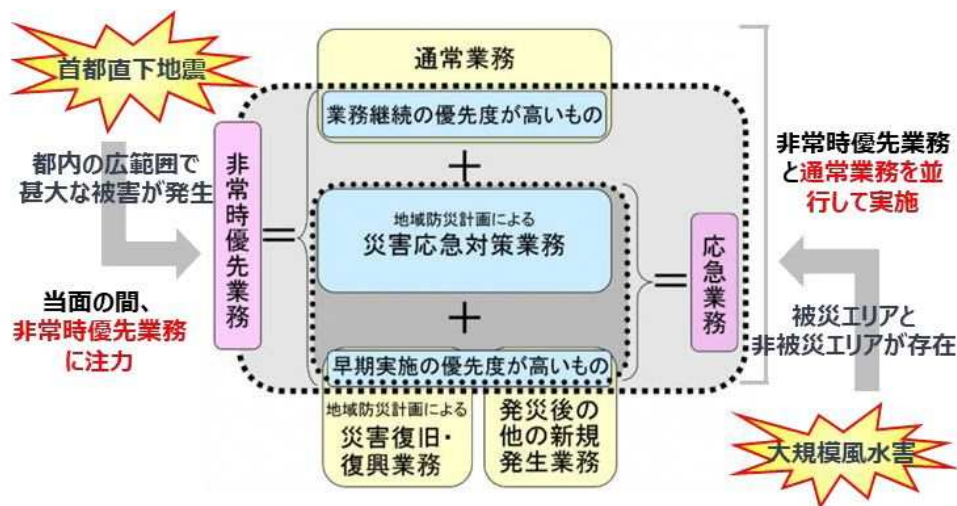


図 6: 非常時優先業務の考え方

3-1-2. 対象となる業務

災害発生時に、区民の生命、身体及び財産を保護することはもとより、被害を最小限にとどめるため、中央区地域防災計画に位置付けられた応急対策業務及び復旧対策業務のうち優先度の高いもの、その他通常業務のうち優先度の高いもの（＝非常時優先業務）を最優先する。

■対象となる業務

- ① 災害発生から 72 時間までは、人命に係る応急対策業務に重点を置くため、区民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える業務を除き、通常業務については一旦停止する。
- ② 4 日目以降については、各課で所掌している通常業務のうち、下記に示す選定基準に示すいずれかの観点に当てはまり、かつ 2 週間以内に着手する必要がある場合は、「優先度の高い通常業務」として業務を再開する。

- ③ 区施設（区民館、図書館、郷土資料館等）は、避難所等応急対策業務として使用する
場合以外は、一般利用を休止する。
- ④ イベント、会議等は原則として中止・延期する。
- ⑤ 復旧・復興業務は、応急対策業務と並行し、早期に実施すべき基本的な業務を対
象とする。

■「優先度の高い通常業務」の選定基準

観点	業務の一例
区民の生命・生活 に関する事	住民への給付金交付業務の遅滞・中断により受給者の生活に大き な影響
法令順守	〇〇法に定める期限を順守できなくなる
庁内・他機関等へ の業務の影響	各部課や他機関との調整の遅滞・中断により、業務実施が困難に なる
その他	業務の遅延・中断により社会機能に影響のある業務

表 7:「優先度の高い通常業務」の選定基準

3-2. 非常時優先業務

区 BCP の改定にあたり、令和 6 年度に全部署に対して非常時優先業務の見直しに係る調査を実施した。災対部別の非常時優先業務数は下表のとおりである。

着手時期	非常時優先業務数				
	総計	優先度の高い通常業務	応急対策業務	優先度の高い復旧・復興業務	優先度の高い発災後に新たに発生する業務
災対指令部	48	11	36	0	1
災対総務部	42	15	23	1	3
災対財政広報部	37	18	16	2	1
災対区民部	108	63	45	0	0
災対福祉保健部	128	57	62	7	2
災対保健所	98	42	47	9	0
災対環境土木部	50	9	39	2	0
災対都市整備部	38	9	25	4	0
災対教育部	46	11	24	10	1
小計	595	235	317	35	8

表 8:非常時優先業務の選定結果(災対部別)

また、各業務について、時間（発災直後～1 カ月以降）別に必要となるポスト数について整理を行った。その結果、非常時優先業務の実施に必要な人数は、発災から 72 時間以内の時点で最大値（1,844 人）を迎える。この人数（ポスト数）は、災害対応に従事する本区職員の人数を大きく上回るものである。



図 7:非常時優先業務の必要ポスト数の推移

3-3. 非常時優先業務における優先度の設定

首都直下地震の発生時、非常時優先業務を実施するために多くの職員を確保することが必要となるが、発災直後は一定数の職員が参集できない状況が予期されることを踏まえ、あらかじめ職員が参集できない状況（非常時優先業務の実施・継続のために必要な職員を確保できない状況）を想定した対応策を検討した。

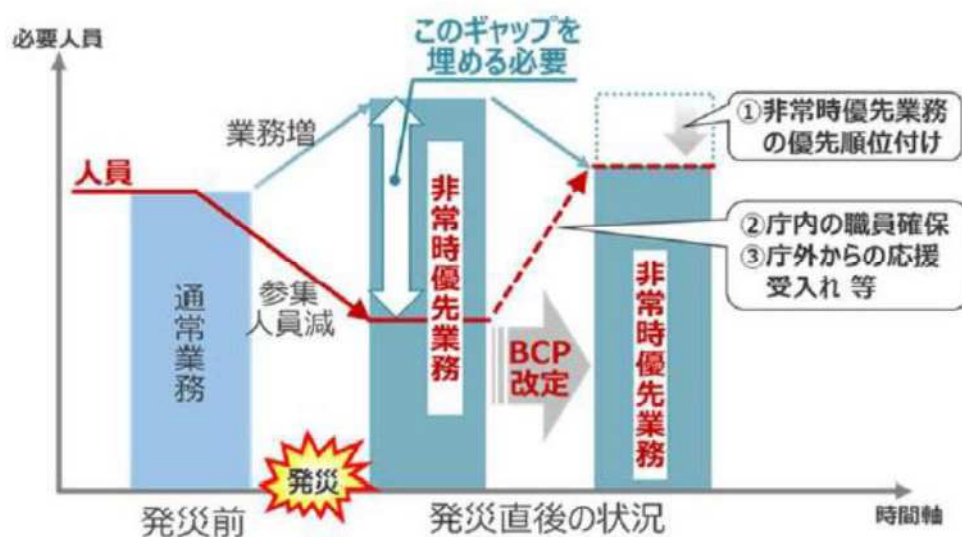


図 8: 業務継続の基本的な考え方
(都政 BCP より)

首都直下地震等の大規模災害発生後、限られた資源を優先度の高い業務の着手に投入することが求められるが、被災状況によっては非常時優先業務であっても、そのすべてを実施することができない可能性があるため、非常時優先業務を実施する優先順位を設定（重点化）する必要がある。

非常時優先業務の優先度は、令和 6 年度に全部署に対して非常時優先業務の見直し調査の際、下表の観点にて評価・設定した。

指標	業務の開始(再開)が遅延することに伴う影響
生命の保護	業務が遅延・中断することにより、要救助者の発見や救助部隊の移動・到着に遅れが生じ、死傷者が拡大する。また、被害確認や応急措置・復旧が遅れ、余震等により建物倒壊が発生する等の二次被害が発生する。

被災者生活支援	業務が遅延・中断することにより、避難所等で生活する被災者の身体的・精神的な負担が増える。
財産の保護	施設・設備の復旧が遅れることで、区民の財産に影響を及ぼす。また、区民の生活に必要な基本的な社会インフラの復旧が遅れる。
生活再建・復興	業務が遅延・中断することにより、被災者の生活再建（衣食住の確保）や社会・経済活動の回復が遅れる。
行政機能維持	業務が遅延・中断することにより、行政機能の回復が遅れ、区の災害対応にも遅延・中断、区全体の社会・経済活動に影響を与える。

表 9:非常時優先業務における優先順位の指標

また、非常時優先業務のうち、72 時間以内に着手する非常時優先業務を最重要非常時優先業務として選定し、優先的に災害時職員行動マニュアルで業務の活動項目や必要な資源の整理等を行っている。

4. 業務継続に必要な執行体制の確保

4-1. 参集分析

夜間・休日に大規模な災害（特に突発性の高い地震）が発生した場合を想定、本庁舎等に参集できる職員の人数を予め分析した。

4-1-1. 試算条件の設定

職員の参集について、都政 BCP にて提示された条件を踏まえて下記の試算条件のもと、実災害を想定したものとして分析した。

■試算条件

- ① 参集速度
 - 夜間の停電による視界不良や路上障害物の回避、休憩等を考慮し徒歩参集の場合最大 2km/h とする。なお、野営はしないものとし、1 日の徒歩時間は、10 時間を目安とする。
- ② 参集困難：公共交通機関の運行停止
 - 20km 圏外は徒歩参集が困難とする。20km 圏外の職員は、公共交通機関の復旧後（1 週間以降）に順次参集するものとする。
- ③ 参集困難：職員の被災・居住地域の被災
 - 新たな被害想定（令和 4 年 5 月）を踏まえ、区市ごとの人的被害の想定（例：死亡率＝死者／区民）を基に死者・重傷者数を算出。重傷者は 1 か月以降も参集不可とする。
 - 建物の倒壊や延焼火災、道路閉塞が多数発生している甚大な被害が発生するエリアに居住する全職員は 72 時間以内の参集は困難とする。消火活動等により 72 時間以降、順次参集。1 か月経過した時点でも 2%は参集できないものとする。
- ④ 参集困難：地震による混乱
 - 72 時間以内の各時間帯における参集対象者の 20%を参集困難とする。72 時間以降に順次参集を開始。
 - 1 か月経過した時点でも 2%は参集できないものとする。
- ⑤ 参集困難：家族の被災
 - 2 週間以内の各時間帯における参集対象者の 10%を参集困難とする。2 週間以降に順次参集を開始。
 - 1 か月経過した時点でも 2%は参集できないものとする。

4-1-2. 試算結果

参集率は発災後3時間以内に11.9%、3日以内に29.2%程度である。発災後初期は約1割の職員で、3日間は約3割程度の職員で災害対応にあたる必要がある。2週間以内に9割以上が参集する。



図 9:参集分析の結果

4-2. 執行体制の確保に関する施策

4-2-1. 職員の安否確認

災害発生時において、非常時優先業務を迅速かつ確実に遂行するためには、その業務に従事する職員の安否・庁舎への参集可否、参集に要する時間を速やかに災対各部が把握することが重要である。

災害時は停電・通信のふくそうにより職員参集状況の把握が困難となることが予想されるため、災対各部は電話連絡だけでなく、職員へのメール送信及び SNS の活用のほか、緊急時職員参集システム等を活用して迅速に職員の安否及び参集状況を確認する。

4-2-2. 非常配備態勢等の構築

(1)非常配備態勢

区の非常配備態勢については、「中央区地域防災計画（第2部 第4編 第1章 第5 災害発生後の初動対応）」で下表のとおり定めている。なお、休日、夜間等の職員の勤務時間外に震度6弱以上の地震が東京23区に発生した場合は、第4非常配備態勢が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集する。

■第1非常配備態勢

項目	内容
時期	概ね 24 時間後に災害が発生するおそれがあるとき、もしくはその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。
態勢	水防その他の災害の発生を防ぐための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする。
配置基準	通信情報活動に必要な人員

■第2非常配備態勢

項目	内容
時期	概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき、もしくは局地災害が発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。
態勢	本部職員の約 3 分の 1 をもってこれに当たり、第 1 非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。
配置基準	本部職員の約 1/3

■第3非常配備態勢

項目	内容
時期	事態が切迫し、担当の地域について災害が発生すると予想されるとき、もしくは発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。
態勢	本部職員の半数以上をもってこれに当たり、担当地域の災害に直ちに対処できる態勢とする。
配置基準	本部職員の約 1/2

■第4非常配備態勢

項目	内容
時期	災害が拡大し、第 3 非常配備態勢では対処できないとき、又はその他の状況により、本部長がこの指令を発したとき。
態勢	本部の全力をもって当たる態勢とする。
配置基準	本部の全力

(2)臨時非常配備態勢

非常配備態勢確立前の臨時的な職員態勢は、「中央区地域防災計画（第2部 第4編 第1章 第5 災害発生後の初動対応）」で定めている。なお、令和7年4月に臨時非常配備態勢を見直し、対象職員の拡大を行った。

■情報収集態勢

項目	内容
設置基準	区内で震度4の地震が発生したとき
指定職員	防災危機管理室職員
参集場所	防災危機管理センター

■地震警戒態勢

項目	内容
設置基準	区内で震度4かつ東京23区内で震度5弱以上の地震が発生したとき
指定職員	防災危機管理室職員
参集場所	防災危機管理センター

■臨時非常配備態勢(震度5弱が発生した場合)

項目	内容
設置基準	区内で震度5弱以上の地震が発生したとき
指定職員	特別職、管理職、職務上参集が求められる係長、区内・隣接区に居住する職員及び本庁舎から概ね10km圏内に居住する職員のうちあらかじめ区長が指定する者、防災危機管理室職員
参集職員	特別職、各部局長、職務上参集が求められる課長及び係長、区内・隣接区に居住する職員、防災危機管理室職員
参集場所	防災拠点、指定された職場、防災危機管理センター

■臨時非常配備態勢(震度5強以上が発生した場合)

項目	内容
設置基準	区内で震度5強以上の地震が発生したとき
指定職員	特別職、管理職、職務上参集が求められる係長、区内・隣接区に居住する職員及び本庁舎から概ね10km圏内に居住する職員のうちあらかじめ区長が指定する者、防災危機管理室職員

参集職員	特別職、各部局長、職務上参集が求められる課長及び係長、本庁舎から概ね10km 圏内に居住する職員、防災危機管理室職員
参集場所	防災拠点、指定された職場、防災危機管理センター

4-2-3. 職務代理者の指定

災害時において、部長が被災等により本庁舎に参集できない場合は、本部員代理（あらかじめ本部員が指名する者）がその職務を代理し、本部の指示や計画に基づき非常時優先業務について部員を指揮する。

また、部長・課長等の幹部職員が不在の場合にも迅速に適切な意思決定ができるよう、指揮命令系統を確立しておく必要がある。

災害対策本部を設置後の職務代理の考え方は、「中央区地域防災計画（第2部 第4編 第1章 第6 災害対策本部の設置及び運営（6）職務代理の考え方）」で下表のとおり定めている。

不在者	職務代理者	備考
区長	副区長（2名）	副区長の順位は、中央区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による。
	教育長	
部長	当該部の庶務担当課長	部長があらかじめ指定する課長を複数指定し、代行順序を定める。
	当該部の管理職で組織順	
課長	当該課の庶務担当係長	課長があらかじめ指定する担当課長又は課長代理級職員（統括課長代理、課長代理）の中から複数指定し、代行順序を定める。 また、課長代理級職員が欠ける場合を想定し、一般職員の中から複数指定し、代行順序を定める。
	当該課の係長で組織順	

表 10:職務代理者の一覧

4-2-4. 非常時優先業務の絞り込み

首都直下地震等の災害発生後、限られた資源を優先度の高い業務の着手に投入することが求められるが、被災状況によっては非常時優先業務であっても、そのすべてを実施することができない可能性があるため、非常時優先業務を実施する優先順位を設定（重点化）する。

4-2-5. 庁内の職員確保及び庁外からの応援の受入

災対各課による非常時優先業務が職員数の不足により実施できない場合、災対部内他課に職員の再配置を実施する。災対部内において職員が確保できない場合、他の災対部において確保をする。庁内において職員の確保ができない場合、庁外に職員の応援要請を実施し、非常時優先業務を実施するための職員を確保し、持続可能な態勢を構築・維持する。

4-2-6. 職員ローテーションの確立

災害発生時には、24 時間態勢で災害対策本部は非常時優先業務を実施することから、業務を継続できる態勢を早期に構築することが災対各部に求められる。この場合、災対各部においては、勤務と休息を交代制で実施するローテーションを組み合わせながら業務の対応を図る。

4-3. 災害対策本部の設置・運営

4-3-1. 災害対策本部の設置

災害発生時には、災害対策本部は 24 時間態勢で非常時優先業務を実施することから、業務を継続できる態勢を早期に構築することが求められる。

また、災害対応が長期化する場合においても持続可能な態勢を維持するため、早期に災対各部の実情に応じた勤務ローテーションを確立するとともに、災害時における職員（応援職員含む）の休憩・宿泊場所の確保にも取り組むことが不可欠である。加えて、災害時のより安定した長期勤務体制の確立に向けて、本庁舎会議室やその他区施設等を休憩・宿泊場所として使用する運用も考慮する必要がある。

4-3-2. 初動態勢

区内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、開庁時間帯においては、防災危機管理課職員が、休日・夜間においては警戒勤務の管理職員、災害応急指令員が、本庁舎 1 階において防災危機管理センターを立ち上げ、情報収集、連絡等の初動対応にあたる。震度、被害状況等に応じて、防災危機管理室長等への連絡により、災害対策本部の設置について判断を仰ぐこととする。

災害対策室を本庁舎 8 階大会議室に設置する指示が出るまでは、防災危機管理センター及び本庁舎各フロア等の災対各部が、災害情報の収集、関係機関等との連絡・調整、災害対応等実施する。

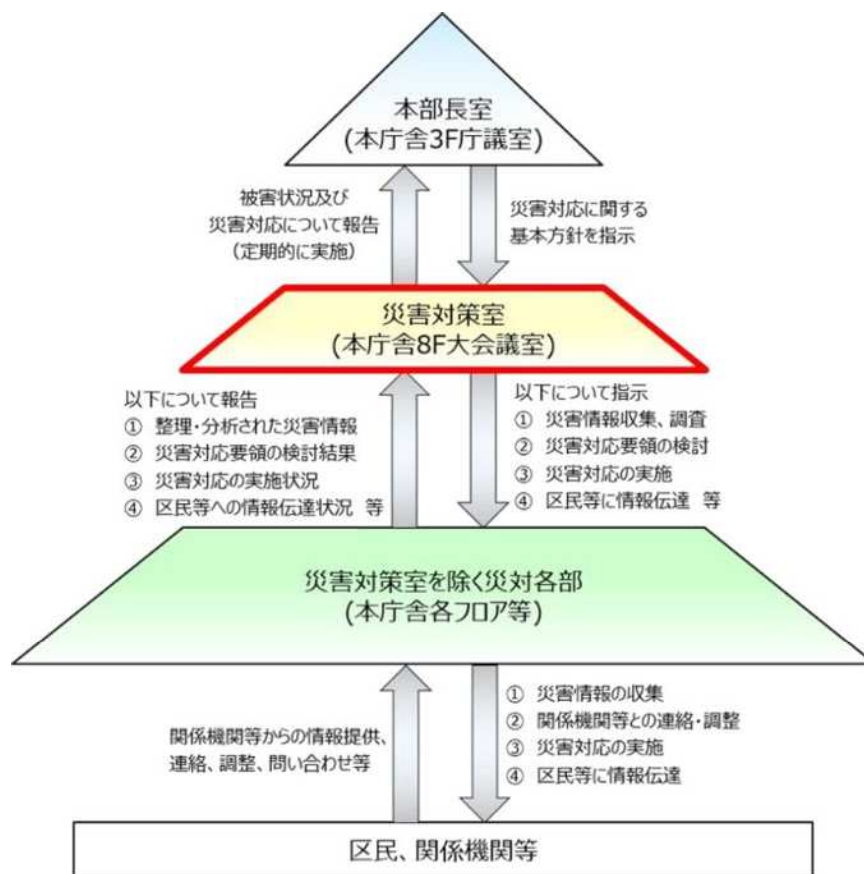


図 10: 災害対策本部設置後の業務の流れ

4-3-3. 本部長・本部員の代行

災害時において、部長が被災等により本庁舎に参集できない場合は、本部員代理（あらかじめ本部員が指名する者）がその職務を代理し、本部の指示や計画に基づき非常時優先業務について部員を指揮する。

また、部長・課長等の幹部職員が不在の場合にも迅速に適切な意思決定ができるよう、指揮命令系統を確立している。

4-4. 受援

4-4-1. 基本的な考え方

災害時には、被害状況により人的・物的資源が限られることが想定されることから、庁内外における人的・物資受援に係る手順や役割分担について整理し、業務継続の体制を確保している。

4-4-2. 受援体制の構築

(1)対象業務

令和6年の能登半島地震等、近年の災害に共通し、特に業務の負担が大きく、受援が必要と考えられる業務である「受援対象業務」は、以下の7つの業務を想定する。

■対象業務

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 避難所運営 | ⑤ 被災建築物応急危険度判定 |
| ② 物資の仕分け・荷下ろし等 | ⑥ 災害廃棄物の処理 |
| ③ 住家被害認定調査 | ⑦ 道路・橋りょう等応急復旧 |
| ④ り災証明書の交付 | |

(2)組織体制

応援要請、受入に係る準備及び調整については災対各部において主体的に行うものとし、受援の全体調整及びとりまとめを災対総務部が行うものとする。災対各部における受援担当は、災対各部庶務担当課長を責任者とし、部庶務担当係長を業務実施担当者とし、部内の職員態勢、応援要請の要否、応援職員の受入に際し必要な調整を行う。また、災害ボランティアの要請については、災対各部のニーズを集約した上で、災対福祉保健部が中央区災害ボランティアセンター等との調整を行う。

担当部課	実施内容
災対総務部	災対各部からの応援要請を踏まえた人員配置、庁外受援に係る災対指令部との調整、受援に関する記録、応援職員の労務管理（統括）、宿泊場所等の提供
災対指令部	災対総務部の要請を踏まえ、東京都へ DIS（東京都災害情報システム）を通じた応援要請を実施
災対福祉保健部	一般ボランティアに関するニーズの集約、中央区災害ボランティアセンターとの連絡調整
災対各部庶務担当課	部内における人的受援のニーズの集約、災対総務部への応援要請、災対福祉保健部へのボランティア派遣の要請、応援職員の受入れ準備、応援職員の労務管理
災対各課	職員参集状況の確認、人員の過不足について確認し部庶務担当課へ報告

表 11: 受援に関する連絡一覧

4-4-3. 人的受援(庁内)

災対各部は、部内職員の参集状況を確認し、非常時優先業務を実施するにあたり人員が不足する（不足する見込みがある場合を含む）場合は、部内において適切な人員の配置を行う。部内の人員のみでは不足する場合には、災対各部庶務担当課を通じて、災対総務部へ人員の応援を要請する。

災対各部から人的受援のニーズを集約した災対総務部は、必要に応じて庁内職員の配置換えを行う。

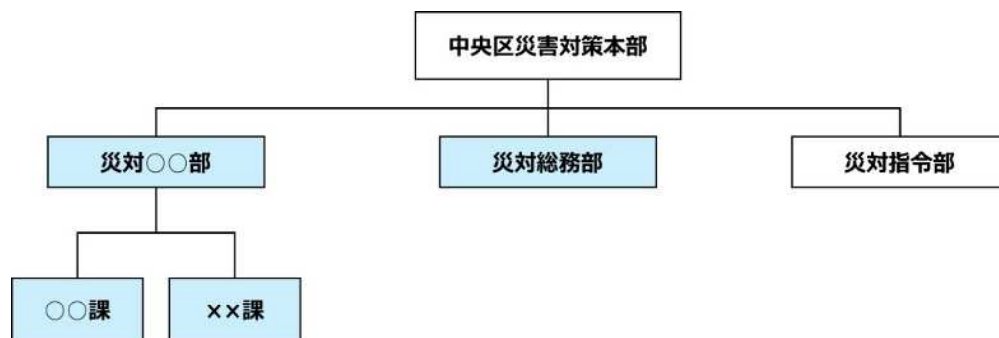


図 11: 庁内からの職員の応援の流れ

4-4-4. 人的受援(庁外)

区職員では、十分な災害対応ができない場合は、庁外へ職員の応援要請を行う。

庁外に対する職員の応援要請は、東京都及び災害協定自治体に対しては災対指令部、対口支援については、災対総務部職員課が区長会を通じて東京都に要請するものとする。

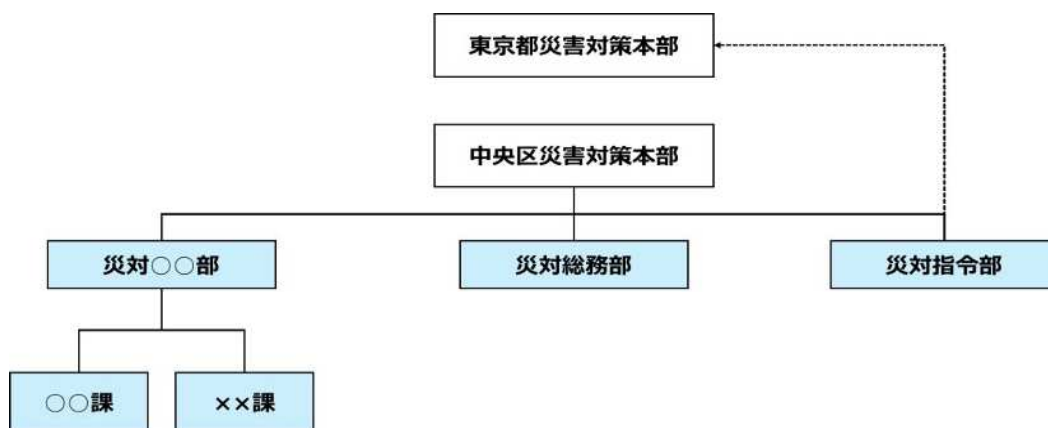


図 12: 庁外からの職員の応援の流れ

4-4-5. 応援職員の受入れ

庁内外へ職員の応援要請を行った災対各部は、応援職員の受入れ体制を構築する。受入先では、執務場所・休憩場所の確保、業務の実施に必要な備品、物品、消耗品等の準備をし、応援職員の労務管理を行う。また、災対総務部は、応援職員の労務管理を統括し、必要に応じて宿泊場所等の確保を行う。

4-4-6. ボランティアへの応援要請

(1)活動の概要

災害時、中央区社会福祉協議会は、区と協議の上「中央区災害ボランティアセンター」を中央会館内に設置（中央会館が使用不可の場合は、被害状況を考慮して使用できる施設に設置）し、災害ボランティアの受入調整を開始する。

災害ボランティアセンターにおける支援内容は以下のとおり。

- ① 区災害対策本部と連携した情報の収集及び提供
- ② 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ③ ボランティアの受入れ、登録、配置に係る調整
- ④ ボランティア保険の加入手続き
- ⑤ ボランティア団体、NPO 等との連絡調整

なお、中央区災害ボランティアセンターで受入れ等を行うボランティアは「一般ボランティア」とし、「専門ボランティア」の受入れ等は、当該業務を所掌する災対各部が行うものとする。

指標	一般ボランティア	専門ボランティア
定義	被災者支援活動を行う者で、専門的な知識や技能を必要としないボランティア	専門的な知識や技能を必要とするボランティア (ア) 応急危険度判定員 (イ) 医療系ボランティア (ウ) 語学ボランティア
活動内容（例）	防災拠点における避難所運営、救援物資の整理・輸送、被災状況の把握・状況提供等	応急危険度判定、被災者等への健康相談、外国語の翻訳・通訳等
対象	区民等	応急危険度判定員（災対都市整備部） 医療従事者（災対保健所部） 通訳者（災対区民部）
受入窓口	中央区災害ボランティアセンター	災対各部

表 12:活動の概要

(2) 応援要請

(ア) 一般ボランティア

一般ボランティアは、被災者支援に関する活動を行う。区災害対策本部としては、区として把握した災害ボランティアのニーズを、中央区災害ボランティアセンターに共有した上で、避難所運営や救援物資の仕分け等、災害対応に係るボランティア要員の派遣を要請する。

○対応項目

- ① 区において把握した一般ボランティアのニーズは、災対福祉保健部において取りまとめる。
- ② 集約したボランティアニーズを、中央区災害ボランティアセンターに共有し、ボランティア派遣に関する調整を行う。なお、中央区災害ボランティアセンターが未設置の場合は、区災害対策本部より中央区社会福祉協議会に設置を要請する。
- ③ 中央区災害ボランティアセンターと連携し、必要に応じてボランティアの受入れや現地派遣の調整を行う。
- ④ 災害ボランティアの活動に必要な情報、資器材等を提供する。

(イ) 専門ボランティア

専門ボランティアは、災害ボランティアのうち、専門的な知識や技能を必要とするボランティアで、本区の災害対応においては主に、応急危険度判定員、医療系ボランティア及び語学ボランティアの受入れを想定している。

専門ボランティアニーズの集約、応援要請、受入れに係る準備・調整は、専門ボランティアが従事する業務を所管する災対各部において行うこととしている。

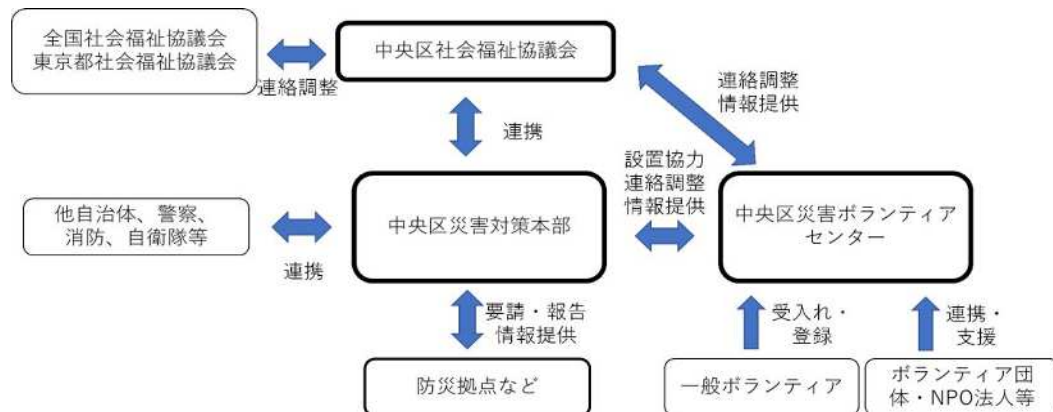


図 13: 中央区災害ボランティアセンター関連図

4-4-7. 物的受援について

(1) 基本的な枠組み

発災直後は区及び都の備蓄物資で対応を図る。備蓄物資に不足が生じる場合は、都をはじめ協定事業者や相互援助協定自治体から物資を調達する。さらに不足が生じるなど自ら物資の調達ができない場合は、都に要請する。

国は、区及び都の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを想定し、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要と見込まれる物資を都に輸送する（プッシュ型支援）計画としている。

都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに必要と見込まれる物資を輸送する。また、できる限り早期に区の具体的な物資の必要量を把握の上、国や協定事業者に対し、必要量を要請する仕組み（プル型支援）に切り替える。

種類	概要
区の備蓄物資	職員や避難所生活者等に必要となる飲料水や食料、生活必需品について備蓄している。
協定自治体からの救援物資	協定自治体に要請し、食料、飲料水、生活必需品等の供給を受ける。
協定事業者（米穀、麺類）からの調達物資	協定事業者に要請し、精米又は麺類の供給を受ける。
都からの救援物資	都の備蓄物資のほか、国や協定自治体・事業者等から調達した物資の供給を受ける。

表 13: 物的受援の基本的な枠組み

(2) 物的受援の基本的な流れ

大規模災害時における受援物資等の基本的な流れは下図のとおりである。

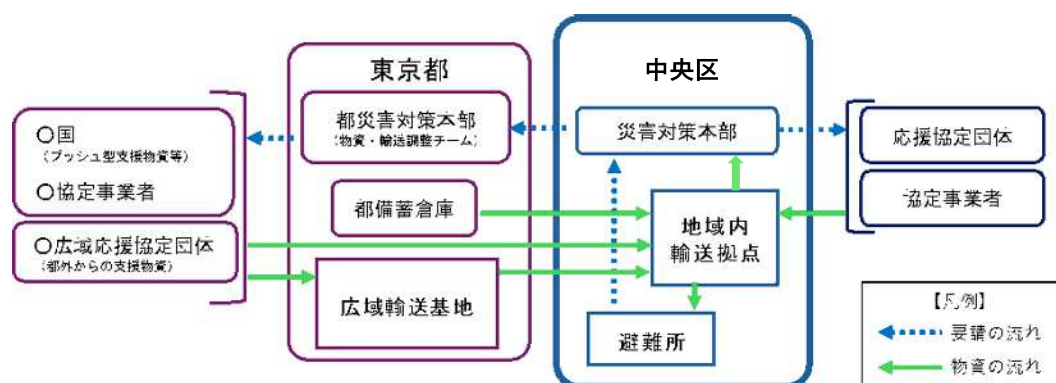


図 14: 物資の基本的な流れ

4-4-8. 受援終了の調整

(1) 受援終了の検討

応援職員・ボランティアを受け入れる災対各部の受援担当者は、応援職員・ボランティアが従事している業務の実施状況を随時把握し、当該業務が終息する目処が立つことを確認した場合又は区職員だけで対応可能な業務量に落ち着いてきた場合など、受援を終了することについて検討を行う。

なお、応援職員・ボランティアが従事している業務の状況に関わらず、応援団体側の都合により応援を終了する旨の申入れがあった場合は、応援団体の意向に沿って対応する。

(2) 受援終了の調整・決定

災対各部の受援担当者は、各業務の受援担当者との協議後、応援団体と受援終了の時期等を調整し、調整内容を災害対策本部会議へ付議し、決定する。

4-5. 通常業務の再開・実施等

災害発生により非常配備態勢への移行、非常時優先業務への職員の優先的な投入により区の通常業務は停止とする。一方、時間経過（特に救助活動の終了、避難所の縮減等）により、区民の日常生活が回復傾向にある場合、これまで停止していた通常業務についても順次再開・実施する必要がある。

非常時優先業務の調査・整理の中で、時間軸に従い配置するポスト数の見える化を行った。（詳細は「3-2. 非常時優先業務」参照）

必要人員のピークを迎える1週間後以降、被害及び災害対応の状況を踏まえ、順次通常業務の再開に必要な職員を確保する。

5. 業務継続に必要な執務環境の確保

5-1. 予防対策

5-1-1. 安全対策

(1) 建物の耐震性

区施設の耐震性能の向上のための対策はすべて完了している。

(2) エレベーター

災害時、区庁舎内のエレベーターはその安全が確認されるまでは、当面の間、使用しない。本庁舎内のエレベーターは、地震時管制運転装置を設置しているため、地震等による閉じ込めの可能性は低いと考えられているものの、運転の停止を考慮し、エレベーターのキャビネット内に水（飲料水）や携帯トイレ等を備蓄している。

(3) 執務室

本庁舎内の執務スペースに設置しているキャビネット、ロッカー等は、地震による転倒防止のための固定は実施済みである。また、平時からキャビネット等に不要物品を置かないようにするなど、各組織毎に執務環境の整備を行うよう周知を行っている。

5-1-2. 車両の確保

大雨等により、庁舎に浸水の可能性がある場合、本庁舎地下駐車場の庁有車を地上に移動させる必要がある。災対各部は、災対指令部の指示のもと、管理している庁有車を浸水想定区域外に移動することとしている。

5-1-3. ライフラインの確保

(1) 電気の確保

区の被害想定では、区内の配電設備被害による停電率は **22.2%** である。本庁舎では、災害時の停電に備え、非常用発電機を増設し、設備機能維持用電源と非常時優先業務を行うために必要な電源を確保している。本庁舎地下 **3** 階の非常用発電機にて、貨物用エレベーターや各フロアの電灯、給水ポンプ等に電源を供給して施設の機能を確保する。また、令和 **6** 年 **10** 月に新規設置した **11** 階非常用発電機にて非常用コンセントを通して **1** 階から **9** 階までの各フロアに電源を供給する。なお、非常用コンセントに接続するために必要なコードリールや **OA** タップを各フロアに配備している。

あわせて、必要に応じて、災対各部においてモバイルバッテリーを配備している。

本庁舎内の非常用発電機により、業務継続に必要な **PC**、複合機、テレビ、携帯端末の充電等で **72** 時間程度使用できる電力を確保しているが、平時から機器の充電を心掛ける

とともに、災害時の電力途絶時には、災対各部における電力の使用は最低限にとどめ、応急対策業務に使用する機器に対し優先的に電力を供給する運用を図る。

(2)通信の確保

本区の被害想定では、区内の配電網被害による通信不通回線率は 1.0%である。本庁舎及び各特別出張所では、災害時の通信規制を受けない災害時優先電話を整備しているほか、地域防災無線、東京都防災行政無線、公用携帯電話、DIS（東京都災害情報システム）、安心安全メールなど、多様な通信手段を確保している。

本庁舎では、電話交換室は地下 3 階の非常用発電機から電力を供給する。また、非常時優先業務を確実に実施するため、庁内ネットワーク環境についても、11 階非常用発電機から電力の供給を行うこととしている。

(3)水・食料等の確保

区では、来庁者及び職員用として、東京都帰宅困難者対策条例に基づき水及び食料を備蓄することとしている。また、緊急遮断弁付受水槽の水を飲料水として確保する。調査の結果、職員や施設利用者用の飲料水が不足する区施設が一部あるため、必要な数量の備蓄を進める必要がある。

(4)トイレの確保

災害時は、排水管等の損傷によりトイレの使用ができない可能性があることから、区では災害時に使用できる携帯トイレを備蓄している。調査の結果、職員用の携帯トイレ等が不足している区施設が一部あるため、必要数の備蓄を進めていく。

また、災害時には適切にトイレを使用し、衛生環境を維持するため、庁舎内におけるトイレの使用ルールを区職員及び来庁者に対し周知する。

5-1-4. 情報システムの保護・復旧

区の情報システムを管理するサーバールームについては、データのバックアップをするほか、非常用発電機から電源を供給するなどの対策をしている。

各課においては、業務を継続するために必要なデータをバックアップで保存するとともに、業務継続に関する重要データは、必要に応じて紙で保存するなど、停電時にシステムが使用できない環境下でも業務継続が可能な体制を確保している。

また、災害時における情報システムの維持及び復旧については、「区 BCP」のほか、「中央区 ICT-BCP（仮称）」の整備を進めている。

5-2. 代替庁舎の特定

5-2-1. 目的

災害により本庁舎躯体に損壊・損傷が発生した場合、災害対策本部としての活動が維持できないことが想定される。そのような状況において、業務継続ができるよう、本庁舎以外の区有施設（例：特別出張所）を代替庁舎として活用することを想定し各施設の諸元調査及び執務環境として必要な資器材・システムの導入を推進する。

5-2-2. 候補施設の評価

(1) 評価の考え

災害対策本部（及び災対各部）としての執務が安全にできるよう、都政 BCP が下記に定める観点・基準を参考に、候補施設が代替庁舎として適しているのか評価を実施し、必要な対策を実施する。

項目	評価の考え
危険性の有無	首都直下地震等が発生した場合でも、施設としての損壊及び火災が発生する危険性がなく、代替施設として利用することが可能であること。
執行体制の確保	業務の継続に必要な執行体制の確立（職員の移動・参集）が可能であること（例：施設周辺で大規模な建物倒壊・火災の危険性がない）。
	災対各部の職員（移動対象として指定されている職員）を収容できる部屋（例：会議室等）を複数有していること。
執行環境の確保	平常時から施設として利用されており、施設としての保守・メンテナンスが行われていること。
	ライフラインが停止した場合を想定し、非常用発電機や衛星通信等の資器材を導入・持ち込み・設置することができること。
	非常時優先業務の継続に必要な情報システム・ツールの利用が可能であること。

表 14: 評価の考え

(2)各候補施設の現状

災対各部に対する非常時優先業務に関する調査において、本庁舎が有する機能が代替候補施設にて継続可能か否かについて地域危険度により確認した。各候補施設にて業務を実施・継続できるよう、今後、必要な対策を実施する。

特別出張所		地域危険度			
出張所	住所 (丁目まで)	建物倒壊		火災	
		危険量 (棟/ha)	ランク	危険量 (棟/ha)	ランク
日本橋特別出張所	日本橋蛸殻町一丁目	4.41	3	0.08	2
月島特別出張所	月島四丁目	3.73	3	0.12	2
晴海特別出張所	晴海四丁目	0.12	1	0	1

表 15:代替施設が立地する地域危険度

5-2-3. 代替庁舎(代替施設)への移転

万一、本庁舎が使用不可、又は業務継続が困難になった状況下において、安全かつ迅速に代替庁舎へ機能移転できるよう、平常時より、移転の決定や準備等について具体的な実施手順や役割分担を検討する。

項目	検討内容
移転の決定	移転の決定基準となる本庁舎の被害の様相・程度
	代替庁舎の選定基準となる特別出張所の被害の許容範囲・基準
	代替庁舎の移転検討を行う担当部署
	移転・移転先の決定までの庁内意思決定の過程
	移転決定に関する関係各機関・区民等への広報の有無・内容
移動の準備	移動対象者の指定（全職員の移動は前提としない）
	持参する資器材・システムの洗い出し
	移動経路及び移動手段（車両・徒歩等）の決定
移動中	移動の実施方針（指定要員の一齐移動又は分割移動するか）
	移動中の災害対策本部・災対各部の業務継続（移動中も手を止めない）

	移動中の安全対策（余震が来ても移動を継続するか）
移動後	代替庁舎内の部屋割り
	非常用発電機や衛星通信等の資器材の設置担当・設置場所
	移動後最初の災害対策本部会議の開催までの流れ
	本庁舎への災害対策本部機能の切り戻し基準

表 16:代替庁舎への移転の流れ

中央区業務継続計画
【震災・風水害編】

平成23年6月 作成
令和8年3月 改定

刊行物登録番号
7－098

編集発行 中央区総務部防災危機管理課
中央区築地1－1－1
電話 03（3546）5087